(蕪酬) 修者本位の大学教育の実現に向けた今後の振興方策について 孙

令和 5 年 2 月 2 4 日 中央教育審議会大学分科会

高等教育

機関が多様なミッションに基づき、**学修者が「何を学び、身に付けることができるのか」を明確にし、学修の成果を学修者が実**感 「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(GD答申)」(H30.11)は、2040年を見据えた目指すべき姿として、

影響

できる「学修者本位の教育の実現」を掲げている。

その後、教育研究体制の多様性・柔軟性を高める制度改正、「教学マネジメント指針」の策定や質保証システム改革など、GD答申 GD答申以降の高等教育改革の進捗や課題等も踏まえて、主として学士課程教育を念頭に、以下の3つの論点について検討。 において改革方策や検討課題として整理された事項は相当程度の進捗。

11/1/1

Œ

主専攻・副専攻制の活用等を含む **文理横断・文理融合教育**の推進





主専攻・副専攻制の活用等を含む**文理横断・文理融合教育**の推進

- 文理構断・文理融合教育の意義
- 予測不可能な時代にあって、社会経済課題の多様化・複雑化が進 従来の専門分野の枠を越えた<u></u>「**文理複眼」的な思考**ができる人材 み、**単独・少数の専門分野の知**による課題解決がますます困難。 の育成が状められる。
- は、各大学がディプロマ・ポリシー (DP) 等を踏まえて整理し位 文理横断・文理融合教育において**学生が学ぶべき「女」と「理** 置づけるべき。
- 専攻分野を問わず、**新たなリテラシーとして、数理・データサイ** エンス・AIに関する教育の推進が求められる。

- 文理横断・文理融合教育の方法論
- 例えば、
- 「リベラルアーツ教育を中核に据えた学位プログラム」 「課題解決力等の涵養に重点を置いた学位プログラム」
- 「文理横断・文理融合的な学問分野に基づく学位プログラム」 一般教育・共通教育における一部科目の必修化や副専攻プログ
 - ラムの開設等の取組
- 一定の型にはまるものではなく、各大学が自らの**「強み」と「特色」を活かした質の高い教育**を展開することを期待。

- 文理横断・文理融合教育の推進に向けた方向性 3.
- 「教学マネジメント指針」を積極的に活用し学生の時間の有限性や学修意欲にも留意しながら、3つのポリシーに基づく体系的・組織的な学修者本位の教育を展開し、自律的な内部質保証の仕組みを機 能させることが極めて重要。
- な実施、学部等連係課程制度の活用、教育研究体制の多様性と柔軟 が有効。特に地方・小規模大学等では大学等連携推進法人の組成等 性の確保、レイトスペシャライゼーションの考え方に基づく取組等 文理横断・文理融合教育の推進に当たり、 **学位プログラムの機動的** による人的・物的リソースの共有化も有効。
- ことに加え、新たな**基金を活用した新学部設置等への機動的かつ継** 国においては優れた取組への支援、普及・展開に引き続き取り組む 続的な支援の実施が重要。
- 文理分断からの脱却に向けた高大接続改革 4
- 文理選択を迫られているとの指摘あり。こうした文理分断の状況は、 数学を課さない選抜区分の存在等、大学入学者選抜への高校教育の 適応化とも言える。 約2/3の高校が文系・理系のコース分けを実施し、**生徒が早期の**
- 各大学においては、初等中等教育段階における諸改革も踏まえ、<mark>大学入学者選抜の改善</mark>に取り組むことを期待。その際、**入学後の教育に必要な入試科目は大学入学共通テストの活用や個別学力検査により適切に課すことが第一の選択肢**。
- 普及・展開に加え、入学者選 抜改善等の観点から「教学マネジメント指針」の追補の作成が求め 国においては、優れた取組への支援、

! 「出口における質保証」の充実・強化

- 1. 大学教育の質保証をめぐる背景や現状・課題等
- 大学設置基準の改正等により大学の裁量が向上する一方、**質保証に 対する各大学の責任も増大。グローバル化**の進展や**産業界**からの要 請もあり、**国際通用性確保**の観点からも高等教育の「出口における **質保証」**に対する要請が高まっている。
- 教学の改善に取り組む大学は着実に増加する一方、改善に取り組む 大学と努力が不十分な大学とに二極化しているとの指摘や、対応が 形式的・表層的で実質的な改善に寄与していないとの指摘もある。
- R3全国学生調査においても、キャップ制が実質的に機能しておらず <u>予習・復習等の授業に関する学修時間が短い</u>等の課題が判明。<u>分野</u> 間の差異も大きく、特に人文・社会分野の学修時間は短い傾向。
- 2. 「出口における質保証」の充実・強化に向けた方向性
- 体系化・構造化された教育課程の学生への分かりやすい提示、GPA 活用やキャップ制等の実質化、授業科目の精選・統合等の教学マネ ジメントの改善が重要。修得単位数以外の卒業要件</u>の規定等も考え られる。

- 卒業論文・卒業研究やゼミナール教育の充実が有効。その際、ゼミ等の学修目標や評価基準の明確化、低年次からの系統的な教育課程、地域・企業との連携等、組織的な取組が求められる。
- 大学のミッションや学問分野は多様であり、ゼミ等が全ての学位プログラムに適しているものではないが、DPに定める資質・能力を総合的・客観的に評価する必修科目を高年次に設けることは効果的。
- 学生へのきめ細かな教育・支援を可能とする指導体制の構築は重要だが、ST比を質保証における遵守すべき基準として規定することについては課題も多く、更なる研究・知見の蓄積を要する課題。 ST比やクラスサイズ等も含めた教育研究体制に係る積極的な情報公表が重要。
- ★学に「出口における質保証」を求める産業界は、採用選考活動で学修成果等を重視していることの発信、就職・採用活動における学修への配慮、キャリア教育やゼミナール教育等への積極的な貢献等が求められる。
- 質保証における国際的な連携・相互認証の急拡大を踏まえた対応も 重要(海外の質保証機関等との連携等)。

3 学生保護の仕組みの整金

늚

急速に<u>**少子化</u>が進行する中、経営環境の深刻な悪化やガバナンスの機能 不全等により経営破綻に至った場合に、学生保護の観点から国や学校法 人が採るべき措置**等について検討・整理が必要。</u>

- 2. 主な論点、検討の方向性
- ①破綻を避けるために学校法人(大学)が行うべきこと ②破綻が避けられない場合に学校法人(大学)が行うべきこと 学校法人においては、不断の教学改善及び経営の改善に努めるとともに、 財務状況の分析等により経営悪化の兆候を早期に把握し、<mark>破綻が不可避</mark> な場合には速やかな経営判断が必要。その際、「学校法人の経営改善等 のためのハンドブック《第1次改訂版》」(日本私立学校振興・共済事
- 3破綻リスクを低減するために国等が行うべき措置

業団)の参照や、所轄庁、日本私立学校振興・共済事業団等への相談、

学校間の連携体制をあらかじめ構築しておくこと等が望まれる。

- 文部科学省においては、規模の縮小・撤退を含む**早期の適切な経営** 判断を促す指導・支援の充実・強化、社会への情報発信が必要。
- 時代と社会のニーズに応じた体制へと転換を図る大学の支援も重要。

- 4)破綻時に国等が学生を保護するために採るべき措置
- 大学の破綻時に、国等が学生を保護するために採るべき措置については整理されておらず、実際に生じ得る課題に即した対応について検討が必要。

※課題例:

- ✓ 近郊に受入れ先大学が存在しない場合の転学支援等の在り方
- ・転学生の受入れ先大学における定員管理のあり方
- (5)撤退・破綻する大学に関する手続、取扱いの検討
- 撤退・破綻に関する高等教育行政上の手続きは、「学校の廃止の認可申請」(学部の廃止は届出)や「学校法人の解散の認可申請」であり、解散の認可後は、清算手続きに移行することとなる。
- 廃止に向けて募集停止した大学については、廃止の認可申請までの間は特段の手続き等はないが、適正な管理運営が担保されるよう、 廃止に向けたプロセスについて検討が必要。